コンピュータ帳票見積仕様書

次に掲げる物件について、 **2026年11月24日(火)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。

見積書提出用メールアドレス【chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp】

なお、見積書は番号ごとに分けてください。※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。(競争は見積金額で行います。)
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領(契約締結)してください。**

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいた ものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

※何番の見積書であるかを必ず見積書内に記載してください。 手書き可。 例)⑤ 例)No.5 例)番号:5

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	資産税課	66779	固定資産の現所有者申告書	仕様書のとおり	搬入	12,000枚	資産税課	2027年1月14日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No.1　【固定資産の現所有者申告書　仕様書】

項　　目	仕　　様
品　　名	固定資産の現所有者申告書
品質・規格	サイズ：A3
	紙質：上質５５ｋｇ
	文字の色：黒
	両面印刷、中央にミシン目あり
	別紙見本のとおり（バーコード・QRコードあり）
原　稿	バーコード及びQRコードは、原稿に貼りつけていますが、別に必要であればデータ渡し可能。
	原稿は、A4　ワード様式（バーコード、QRコード掲載あり）データ渡し。
	A4原稿を見本のとおり配置し、A3で印刷し納品
数　量	12,000枚
校　正	要校正（１回）
納品方法	搬入
納品期限	２０２７年（令和９年）１月１４日（木）
納入場所	資産税課（福山市東桜町３番５号　本庁舎２階）
担当者	資産税課　℡ 084-928-1022（直通）　担当　高橋・吉川・相方
注意事項	**◎バーコード・QRコードあり（QRコードのみ読み取れるか確認してください）**
	◎サンプルとして、前回の用紙を添付しています。
	◎納品する前に連絡をお願いします。

福　　山　　市　　長
（企画財政局税務部資産税課）

固定資産の現所有者の申告について（お願い）

日頃から税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
　　様のご逝去に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。

故人が所有されていた固定資産（土地・家屋）は、現在、故人名義のまま固定資産課税台帳に登録していますが、次年度から、納税義務者を現所有者（法定相続人等）に変更するための、申告が必要です（地方税法第３８４条の３・福山市税条例第６５条の３）。

つきましては、相続登記が完了するまで、又は遺産分割協議等が整うまでの間、相続人等代表者の方に納税通知書を送付させていただきますので、右の「固定資産の現所有者申告書」に相続人等代表者の住所・名前等を記入・押印し、　　年　　月　　日までにご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

◎　留意事項

１　この申告書は、固定資産税に関するもので、相続税や相続登記（所有権等）に関することではありません。したがって、**この申告書により登記や所有権が移転するものではありません。**

２　故人所有の資産は、相続人全員の共有財産となります。相続人の中から、**納税通知書等を受理する代表者を決め、現所有者代表欄に記入してください**。代表者以外の相続人を記入される場合は、必ず相続人全員を記入してください（**相続人については、裏面を参照してください。**）。

３　滞納になった場合、他の相続人の方にも連帯納税義務があり、納税をお願いすることになります。

４　この申告書は来年度からの納税義務者を変更するものです。固定資産税に係る今年度の文書は、故人の名前での発送になります。

◎　**遺産分割協議書**又は**公正証書遺言書**等があれば、その書類に記載されているとおり、資産を分割し課税することができますので、写しを提出してください。ただし、翌年１月末日までに提出がなければ、当該年度は分割できません。

◎　期限までに申告がない場合、福山市で定める「固定資産の現所有者認定事務取扱要綱」により、**現所有者代表を指定**します。その際、指定した代表者には文書でお知らせします。

◎　**相続放棄**をされている場合は、**「相続放棄申述受理通知書」**の写しをご送付ください。

◎　賦課期日（１月１日）後の登記により、既に提出されている現所有者申告書の内容が違っていても、それまでに申告された現所有者は正しいものとして、遡って修正することはできません。

◎　現所有者の申告は、福山市 電子申請システムでも受付を行っています。→→→

問合せ先　　資産税課　084－928－1022（直通）　**（ 裏面あり↓ ）**

1　申告の根拠

◎ 地方税法第３８４条の３

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

◎ 福山市税条例第６５条の３

現所有者(法第３８４条の３に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係

（２）　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（３）　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

◎ 福山市税条例第６６条

固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が前条若しくは法第 383 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

(2) 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

(3)第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

2　用語について

◎ **被相続人**とは、亡くなられた方のことをいいます。

◎ **法定相続**人とは　（民法第８８７～８９０条）配偶者は、常に相続人となります。

※第一順位⇒配偶者、子、孫等（子が相続開始以前に死亡している場合、代襲相続）

（第一順位である子、孫等が不存在又は相続放棄した場合、第二順位へ）

※第二順位⇒配偶者、父母、祖父母等（父母死亡の場合）

（第二順位である父母、祖父母等が死亡又は相続放棄した場合、第三順位へ）

※第三順位⇒配偶者、兄弟姉妹（死亡の場合、その子（甥・姪）までが代襲相続）

・上記の順位に従って、相続人となります。

◎ **相続人等**とは、遺贈等により故人の資産を所有した第三者（法定相続人以外）を含みます。

◎ **相続放棄**とは　（民法第９１５～９１６条、第９３８～９３９条）

被相続人の財産全て（遺産は負債も含む。）を放棄することです。

詳細については、家庭裁判所にお問合せください。

◎ **現所有者**とは、資産の継承等により固定資産を処分する権利を有する現に所有するものです。

3　よくあるお問い合わせは、こちらからご覧ください。→

（様式第１号）　　No.

固定資産の現所有者申告書

年　　月　　日

福 山 市 長　　様

最終住所（　　）

フリガナ　　（生　　年　　月　　日）
被相続人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（亡　　年　　月　　日）名義の固定資産を次の者が現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者 代　表	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ		
	名　前	㊞	生年月日 年　月　日
	電話番号	（　　）　－	

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

＊　その他の相続人を記載される場合、次の欄へ記入してください。その際、誤記・記入漏れのないようにお願いします（記入の仕方は裏面にあります。）。

◎　その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の 現所有者	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	
	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	
	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	

（記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。）

＊　この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、**納税義務者を確定するもので、不動産の権利関係を決めるものではありません。**相続登記は、法務局に申請が必要です。

処 理		相続人代表
受	済	済

資税－2024.5.24

4 記入のしかた

（様式第１号）

資産税課へ問合せの際は、申告書に記載のある番号を伝えてください。

№ ○-△△

記入例 固定資産の現所有者申告書

申告書記入日

年　月　日

福 山 市 長　　様

被相続人（亡くなられた方）の最後に住民登録をしていた住所・名前・生年月日・死亡年月日を記入します。

最終住所（ 福山市東桜町３番５号 ）

フリガナ　フクヤマ　タロウ　（生　○○年○○月○○日）

被相続人　福山　太郎　（亡　○○年○○月○○日）名義の固定資産を次の者が現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者 代　表	住　所	〒720-8501 福山市東桜町３番５号	続　柄 ☑配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ	フクヤマ　ハナコ	
	名　前	福山　花子　㊞	生年月日 ○○年　○○月　○○日
	電話番号	（084）928－1022	※記入しないでください

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

相続人の代表者【住所・名前・連絡先・続柄（被相続人からみた関係）】・生年月日の記入・押印（認印可）が必要です。

漏れのないよう

◎　その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の現所有者	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日		※市処理欄
	電話番号		
	住　所		続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	
	住　所		続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	

申告書については、代表者のみの記載で受付可

その他の現所有者欄へ記入される際は、相続人全員の記載をお願いします。

（記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。）

＊　この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、**納税義務者を確定するもので、不動産の権利関係を決めるものではありません。**相続登記は、法務局に申請が必要です。

処　理		相続人代表
受	済	済

資税－2024.5.24

サンプル

福　　山　　市　　長
（企画財政局税務部資産税課）

固定資産の現所有者の申告について（お願い）

日頃から税務行政につきまして，ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
　　様のご逝去に対しまして，謹んで哀悼の意を表します。

故人が所有されていた固定資産（土地・家屋）は，現在，故人名義のまま固定資産課税台帳に登録していますが，次年度から，納税義務者を現所有者（法定相続人等）に変更するための，申告が必要です（地方税法第３８４条の３・福山市税条例第６５条の３）。

つきましては，相続登記が完了するまで，又は遺産分割協議等が整うまでの間，相続人等代表者の方に納税通知書を送付させていただきますので，右の「固定資産の現所有者申告書」に相続人等代表者の住所・名前等を記入・押印し，　　年　　月　　日までにご返送くださいますよう，お願い申し上げます。

◎　留意事項

1　この申告書は，固定資産税に関するもので，相続税や相続登記（所有権等）に関することではありません。したがって，この申告書により登記や所有権が移転するものではありません。

2　故人所有の資産は，相続人全員の共有財産となります。相続人の中から，納税通知書等を受理する代表者を決め，現所有者代表欄に記入してください。代表者以外の相続人を記入される場合は，必ず相続人全員を記入してください（**相続人については，裏面を参照してください。**）。

3　滞納になった場合，他の相続人の方にも連帯納税義務があり，納税をお願いすることになります。

4　この申告書は来年度からの納税義務者を変更するものです。固定資産税に係る今年度の文書は，故人の名前での発送になります。

◎　**遺産分割協議書**又は**公正証書遺言書**等があれば，その書類に記載されているとおり，資産を分割し課税することができますので，写しを提出してください。ただし，翌年１月末日までに提出がなければ，当該年度は分割できません。

◎　期限までに申告がない場合，福山市で定める「固定資産の現所有者認定事務取扱要綱」により，**現所有者代表を指定**します。その際，指定した代表者には文書でお知らせします。

◎　**相続放棄**をされている場合は，**「相続放棄申述受理通知書」**の写しをご送付ください。

◎　賦課期日（１月１日）後の登記により，既に提出されている現所有者申告書の内容が違っていても，それまでに申告された現所有者は正しいものとして，遡って更正することはできませんので，ご了承ください。

◎　現所有者の申告は，福山市 電子申請システムでも受付を行っています。→→→

問合せ先　　資産税課　084－928－1022（直通）　（ 裏面あり↓ ）

切り取り線

（様式第１号）　　No.

固定資産の現所有者申告書

年　　月　　日

福 山 市 長　　様

最終住所（　　）

フリガナ　　（生　　年　　月　　日）
被相続人　＿＿＿＿＿＿＿＿（亡　　年　　月　　日）名義の固定資産を次の者が現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者 代表	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ		
	名　前	㊞	生年月日 年　月　日
	電話番号	（　　）　－	

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

＊　その他の相続人を記載される場合、次の欄へ記入してください。その際、誤記・記入漏れのないようにお願いします（記入の仕方は裏面にあります。）。

◎　その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の現所有者	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	
	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	
	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	（　　）　－	

（記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。）

＊　この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、**納税義務者を確定するもので、不動産の権利関係を決めるものではありません。相続登記は、法務局に申請が必要です。**

処　理		相続人代表
受	済	済

資税－2024.5.24

1　申告の根拠

◎ 地方税法第３８４条の３

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

◎ 福山市税条例第６５条の３

現所有者(法第３８４条の３に規定する現所有者をいう。)は、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

（１）　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係

（２）　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

（３）　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2　用語について

◎ **被相続人**とは

亡くなられた方のことをいいます。

◎ **法定相続人**とは　（民法第８８７～８９０条）

※第一順位⇒配偶者，子，孫等（子が相続開始以前に死亡している場合，代襲相続）

（第一順位である子，孫等が不存在又は相続放棄した場合，第二順位へ）

※第二順位⇒配偶者，父母，祖父母等（父母死亡の場合）

（第二順位である父母，祖父母等が死亡又は相続放棄した場合，第三順位へ）

※第三順位⇒配偶者，兄弟姉妹（死亡の場合，その子（甥・姪）までが代襲相続）

・上記の順位に従って，相続人となります。

・配偶者は，常に相続人となります。

◎ **相続人等**とは

遺贈等により故人の資産を所有した第三者（法定相続人以外）を含みます。

◎ **相続放棄**とは　（民法第９１５～９１６条，第９３８～９３９条）

被相続人の財産全て（遺産は負債も含む。）を放棄することです。相続人は，相続人になったことを知ってから３か月以内に家庭裁判所へ申請が必要となります。

詳細については，家庭裁判所にお問合せください。

◎ **現所有者**とは

使用している者ではなく，資産の継承等により固定資産を処分する権利を有する現実の所有者をいいます。

3　よくあるお問い合わせは，こちらからご覧ください。→

4 記入のしかた

（様式第１号）

資産税課へ問合せの際は、申告書に記載のある番号を伝えてください。

No. ○-△△

記入例　固定資産の現所有者申告書

申告書記入日

年　月　日

福 山 市 長　　様

被相続人（亡くなられた方）の最後に住民登録をしていた住所・名前・生年月日・死亡年月日を記入します。

最終住所（　福山市東桜町３番５号　）

フリガナ　フクヤマ　タロウ　（生　○○年○○月○○日）

被相続人　福山　太郎　（亡　○○年○○月○○日）名義の固定資産を次の者が現所有者（納税義務者）となりますので、次のとおり申告します。

現所有者	住　所	〒720-8501 福山市東桜町３番５号	続　柄 ☑配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ	フクヤマ　ハナコ	
代　表	名　前	福山　花子　㊞	生年月日 ○○年　○○月　○○日
	電話番号	(084) 928−1022	※記入しないでください

※続柄とは、被相続人からみた相続人との関係です。

相続人の代表者【住所・名前・連絡先・続柄（被相続人からみた関係）】・生年月日の記入・押印（認印可）が必要です。

漏れのないよう

◎　その他の現所有者を次のとおり全員記入の上、申告します。

その他の現所有者	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	(　　)　　−	
	住　所	〒	続　柄 □配偶者　□子 □その他（　　）
	フリガナ 名　前		
	生年月日	年　月　日	※市処理欄
	電話番号	(　　)　　−	

申告書については、代表者のみの記載で受付可

その他の現所有者欄へ記入される際は、相続人全員の記載をお願いします。

（記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。）

＊　この申告書は、故人名義の固定資産の現所有者として、**納税義務者を確定するもので、不動産の権利関係を決めるものではありません。**相続登記は、法務局に申請が必要です。

処　理		相続人代表
受	済	済

資税－2024.5.24